

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

最高裁へ

横田基地周辺住民の長年の悲願 今度こそ！飛行差し止めを！ 補充書に期待



昨年10月7日に、弁護団・原告団は最高裁判所に対して上告理由書、上告受理申立理由書を提出しました。それに続いて、4月7日には上告受理申立理由書の補充書を提出し、最高裁に対して要請活動をするほか、ピラ配布行動も行う予定となっておりました。しかし、昨今の新型コロナウイルスの流行を受け、残念ながら活動は自粛することになりました。現時点で補充書の提出をどのようにするのか議論中ですが、内容について本記事で紹介します。

今回の補充書では、①国際法上の原則からしても差し止め請求は認められるべきであること、②日米地位協定の規定上国が米軍に対して飛行の差し止めを求めることは可能であること、③国が米側と交渉することによって飛行制限をすることは現に可能であること、の三点を主張しました。

一点目について、一審・控訴審とも、日米地位協定や日米安保条約には米軍にも国内法を適用することができるとはどこにも書いていない、書いていない以上は米軍には国内法が適用できない、と認定しました。

しかし、ドイツやイタリア、イギリスなどの米軍駐留国だけでなく、外ならぬ米国自身も、例外的に法律等に適用されないと明記されていない限りは米軍に自国の法律が適用されるのは当然だという立場をとっています。このような国際法上の原則に照らせば、米軍に日本の法律が適用されることになり、国が米軍に対して飛

行の差し止めを行わせることは可能なのです。

二点目は、外務省の機密文書に記載されている日米地位協定の解釈によれば、現行の日米地位協定の下でも米軍の飛行差し止めを求めることは十分可能だということを主張として補充しました。先ほども述べたように、米軍にも日本の法律の適用があり、裁判所がこれまで何度も米軍の飛行等による騒音が違法であると認定している以上、差し止めが認められるべきということです。

最後に、国が米側と交渉することによって飛行の差し止めを求めることは可能、という主張です。国は日米合同委員会において、オスプレイの飛行ルートについて周辺コミュニティへの影響が最小限になるよう制限をかけることを決定しました。同じことがオスプレイ以外の飛行機にも出来るはずですし、時間外の差し止めなど、より踏み切った要請も可能なはずです。

今回の補充書以外にも、弁護団は最高裁判所への書面提出を予定しています。最高裁が飛行差し止めという長年の悲願を受け止めるよう、弁護団も力を尽くします。【弁護士 仲村渠 桃】

最高裁へ一言メッセージはがきを届けよう！

原告の方へは、はがきを同封しました。

5月15日までに投函してください。

■■■■■ 勝ち取ろう！「夜間・早朝の飛行差し止め」「将来損害賠償請求」 ■■■■■

騒音被害は広がっている

訓練飛行の高度測定を 昭島市議会に陳情

昭島市つつじが丘 竹中 裕

私の住むつつじが丘ハイツ上空及びその周辺では昨年来、横田基地航空機による低空飛行訓練が頻繁に行われています。昨年8月13日には、轟音を立てて飛来したC130ハーキュリーズが、号棟と号棟の間を機体を傾けながらすり抜けるように飛び去りました。団地には多くの住民が暮らし、周りには孫たちも通うつつじが丘小学校、瑞雲中学校もあります。万が一事故が起きたら取り返しがつきません。一刻も早く危険な低空飛行訓練を中止させてくださいと市役所へ電話をしました。そのためには市が飛行高度の実態を正確に把握することが必要と思い「市として訓練飛行の高度を測定し、公表してください。」と陳情しました。



米合意を遵守するよう申し入れる」とのことです。国が動かないのなら市から声を上げることが必要だと思うのです。

市民の願いに背き「不採択に」

委員会・本会議での「不採択」の意見には本当に腹が立ちました。不採択の自民・公明・都民フアは「国にやってもらいたい」「安全上大切だが人的対応が不可欠、国でやってもらいたい」「市がやれば国がやらなくなる、その前例を市が作るべきではない」などと日常的に墜落・衝突などの重大事故の危険に脅かされ不安を感じている住民に対し緊迫感のない、傍観者的な意見でした。一方みらいネット・日本共産党の「採択」の意見は「今は民間で簡単に測定。費用もそれほどかからない。市民の不安に市は丁寧に応えるべき」「地方自治体の役割は住民の福祉増進にあり市議会はそのチェック機関として市民の願いを最大限尊重すべき」「市民の願いに市議会が知恵と力を尽くし市民に寄り添うことが市議会の役割」と地方自治体・市議会・市議会議員の存在・役割を改めて確認できました。党派を超えて低空飛行の中止の取り組みを進めてほしいと思いました。子ども、孫たちのためにも。



つつじヶ丘団地から撮影した米軍機

昭島市も政府へ要求している高度測定

「高度測定」は昭島市も入る東京都と六市町村の国への要望書で「日米合同委員会の合意事項の遵守状況を確認するための調査を実施すること」と少なくとも平成26年から毎年掲げられています。それに対する国の回答が知りたくて市へ問い合わせると、驚いたことに「文書での回答がないので口頭でならお伝え出来ます」とのこと。聞いてみると要は「現時点で調査を実施することは考えていない」「今後も米側に日

5つの基地訴訟 一斉に最高裁へ

■■■■■ 第2次普天間・第2次新横田・第三次嘉手納・岩国・第9次横田 ■■■■■

令和元年6月6日、東京高等裁判所において第2次新横田基地訴訟(以下「第2次新訴訟」と言います。)の判決の前後に、表のとおり、第2次普天間基地爆音訴訟(平成31年4月16日言渡・以下「普天間基地訴訟」と言います。)、第三次嘉手納基地爆音差止訴訟(令和1年9月11日言渡・以下「嘉手納基地訴訟」と言います。)、岩国爆音訴訟(令和1年10月25日言渡・)、第9次横田基地公害訴訟(令和2年1月23日言渡・以下「第9次訴訟」と言います。)で判決が言い渡されましたので報告します。

差止、将来の損害賠償請求

いずれの基地訴訟においても、飛行差止、将来の損害賠償請求は認められませんでした。第四次厚木基地爆音訴訟判決のように、一定の終期を定めて将来の損害賠償請求を認めたり、自衛隊機の差止を認めるようなこともなく、いずれの判決も一切認められませんでした。

過去分の慰謝料の金額

いずれの訴訟も居住する地域のW値によって、慰謝料額が定まります。

横田基地の訴訟はいずれも75W地域で月額4,000円、80W地域で8,000円、85W地域で12,000円です。

岩国爆音訴訟も85Wまでは同じで、90W地域で16,000円、95W地域で20,000円になります。ただ、岩国爆音訴訟の場合、平成22年6月の新滑走路の運用開始の影響で、75W地域は一部を除いて0円、80W地域は4,000円、85W地域は8,000円、90W地域は12,000円、95W地域は16,000円と大幅に減額されました。

沖縄の基地訴訟の金額は、他基地の訴訟よりも若干高く、普天間基地訴訟では、75W地域は4,500円、80W地域は9,000円、嘉手納基地訴訟では、80W地域までは普天間と同じで、85W地域が13,500円、90W地域が18,000円、95W地域は22,500円でした。しかし、そもそも、いずれの判決も地裁判決では、75W地域は7,000円、80W地域は13,000円、(嘉手納判決は、85W地域は19,000円、90W地域は25,000円、95W地域は35,000円)であり、他の基地訴訟に合わせてなのか、大幅な減額でした。(4ページに続く)

5つの基地訴訟 高裁判決内容

訴訟名	判決日	W値と慰謝料(月額) *総額は遅延損害金を含まない概数						防音工事減額
		75W	80W	85W	90W	95W	総額(万円)	
第2次普天間基地爆音訴訟	2019/4/16	4,500円	9,000円	—	—	—	212,160	1室10%、2室目から5%、上限30%減額
第2次新横田基地公害訴訟	2019/6/6	4,000円	8,000円	12,000円	—	—	77,000	室数に関わらず一律10%減
第三次嘉手納基地爆音差止訴訟	2019/9/11	4,500円	9,000円	13,500円	18,000円	22,500円	2,612,577	1室10%、2室目から5%、上限30%減額
岩国爆音訴訟	2019/10/25	4,000円 又は0円	8,000円 4,000円	12,000円 8,000円	16,000円 12,000円	20,000円 16,000円	73,540	室数に関わらず一律10%減
第9次横田基地公害訴訟	2020/1/23	4,000円	8,000円	12,000円	—	—	11,204	室数に関わらず一律10%減

* 岩国訴訟については、新滑走路運用開始の2010年6月の前後で損害賠償額が異なり、運用開始後は減額となる。

70w地域については、一部地域をのぞき0円

最高裁千ラン第2弾 出来上がりました!

昨年11月6日に最高裁判所前で「最高裁は私たちの願いに応じてください」第1回目のチラシ配布を行いました。ひき続き精力的に最高裁へ訴えるべく4月7日に配布予定で第2回目のチラシを準備していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため自粛せざるを得なくなりました。

ニュース読者のみなさまへは最高裁より一足早くこのチラシをお届けします。

最高裁は私たちの願いに応じてください

横田基地が大変貌! 東京の空があぶない

私たちは「横田基地」の航空機騒音の被害救済を求めて、周辺住民が被害となり国を相手に起こした第2次新横田基地公害訴訟原告団です。
横田基地は市1町(立川市、稲島市、福生市、羽村町、瑞穂町、武蔵村山市)にまたがり、51万人が住む住宅密集地にあります。騒音被害は、他に八王子市、日野市、あきる野市、入間市、飯能市と広範囲に及んでいます。

東京高裁から最高裁へ

2019年(令和1年)6月8日の控訴審判決では、一昨年配備されたC22オスプレイによる被害の増大を認め、青森75以上に居住する原告については損害賠償を命じましたが、米軍機等の飛行差し止めや将来にわたる損害賠償請求(将来請求)と青森75未満とされた地域に居住する原告の損害賠償は退けられました。
飛行差し止め請求に認められた「せめて静かに眠る夜と家族団らん、休息の時間がほしい」というささやかな願いに応えない判決でした。
旧横田基地訴訟から4年半、全ての訴訟で違法騒音が生じ



今年の総行動デー 延期

今年で第45回目となる全国公害被害者総行動デーの準備を、昨年末より実行委員会を中心に進めて来たところですが、現段階で新型コロナウイルス感染の収束状況が見えず実行委員会の判断待ちとなっています。

全国公害被害者総行動の歴史始まって以来の事態ですが、何よりも参加者のいのちを最優先に考えています。

5月6日を越えて緊急事態宣言が継続された場合は6月の開催を断念し、収束するまで延期する見込みです。今後の開催状況は実行委員会の判断を待って皆様にご連絡いたします。

「なくせ公害、守ろう地球環境」国民署 すべての公害根絶求めて 集めよう!

毎年取り組んでいる「なくせ公害・まもろう地球環境」国民署名は引き続き集めます。署名用紙は2月25日付第56号原告団ニュースと共にお送りしてありますが、必要の方は事務所へご連絡下さい。

原告団活動日誌

- 2/25 原告団ニュース第56号発行・発送
- 2/29 オスプレイ横田配備反対署名・宣伝行動 @立川駅南口
- 3/6 定例事務局会議
- 3/16 第85回原告団幹事会
- 3/23 弁護団会議に出席
- 3/25 原告団ニュース編集会議
- 3/25~ 第45回総行動デーの成功めざす三多摩地区団体訪問
- 3/27
- 4/13 原告団三役会議
- 4/23 総行動拡大事務局会議 (WEB会議)

賠償金送金について

現在、順次、送金作業を行っていますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言の影響により、法律事務所も業務時間を短縮する等の措置をとっているため、当初の予定より送金作業に時間を要する見込みとなっています。

ご指定の口座に送金後は原告団からハガキでお知らせいたしますのでご理解とご協力をよろしく願います。

弁護団事務局長 山口 真美

(3ページから続く)

防音工事減額

防音工事減額についてはこれまで1室10%、2室目以降5%、最大30%慰謝料の減額がされていましたが、第2次新訴訟において、実施室数にかかわらず一律10%減額という判決を得ました。嘉手納基地訴訟では従来どおりでしたが、岩国爆音訴訟、第9次訴訟では第2次新訴訟と同様の判決が言い渡されました。今後の基地訴訟においても防音工事減額は第2次新訴訟と同様なるべく一律で低率にとどまるよう主張をすることになります。

いずれの訴訟においても、本来の目的である飛行差し止めは一切認められておりません。そのため周辺住民らは新たな提訴の負担を強いられています。今後も他の基地訴訟原告らと連帯し、裁判による解決だけでなく、運動によって政治を動かすことによる解決も精力的に続けていきましょう。 【 弁護士 杉野 公彦 】